

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置		
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国立研究開発行政法人への寄附を行う法人等を対象とした措置である。 「国立研究開発行政法人」とは、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において研究開発型に類型化され、また、同基本方針を踏まえ、5月11日に閣議決定された独立行政法人通則法改正案において、「研究開発に係る事務及び事業の最大限の成果を得ること」を目的として規定された法人をいう。 ・特例措置の内容 国立研究開発行政法人への民間企業等からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入ができる「指定寄附金」に指定する制度を創設する。法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号		
減収見込額	(初年度) ▲53 (—) (平年度) ▲53 (—) (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 国立研究開発行政法人について、自己収入（寄附金収入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 (2) 施策の必要性 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型として、「研究開発型」の法人が位置付けられ、かかる法人に対して、世界の第一線と戦う研究開発の特性に応じ、国際頭脳循環の促進、イノベーション創出促進の観点からの自己収入の扱い等の運用について、法人の業務に応じた適切な内容となるよう、必要な対応を行うこととされている。 また、民主党・行政改革調査会会長からは、同閣議決定の趣旨を踏まえ、今後の国立研究開発行政法人に係る運用改善の方向性について要望がなされており（平成24年4月25日）、要望事項として、「国立研究開発行政法人の税制の検討に当たっては、国立研究開発行政法人に対する民間企業等の寄附は全額損金算入とするなど、イノベーション創出促進の観点からの見直しを行う」ことと明示されている。 一方、厳しい財政事情の下、国立研究開発行政法人としても、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、国の財政支出のみに依存しない自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、国立研究開発行政法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促すための税制面での環境整備が必要とされている。		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策体系における明確な位置付けはない
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	未定
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	未定
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	国立研究開発行政法人への寄附を行う法人等に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。 また、国立研究開発行政法人にとっても、自己収入（寄附金受入）の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。

税負担軽減措置等の 適用実績	
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	
これまでの要望経緯	平成 22 年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。